

人口減少社会における学校規模の多様性と学校経営

茨城大学 加藤 崇英

1. はじめに——本稿の目的——

今日、急速な少子高齢化が進行している。だが、この少子高齢化は、全国の各地域において均等に進行しているわけではない。とりわけ、日本創成会議による「人口移動が収束しない場合」の「将来推計人口」予測では、存続維持の困難な自治体が人口予測として具体的に明らかとされた。そのような地域の消滅というショッキングな状況が新聞・テレビ等のメディアなどでも大きく取りあげられた。

このように「人口減少社会」は大きなトピックといえる。そしてこのトピックは、近年、教育経営・学校経営研究の分野においても注目されてきたといえる。筆者も加わっている日本教育経営学会・研究推進委員会では「人口減少社会における持続可能な学校経営システムの開発」をテーマに研究を進めている。すなわち、人口減少社会にあつて従来の学校システムの在り方について再考が求められている（波多江・川上 2014）とし、韓国とイギリスにおける小規模学校維持の戦略的な事例について検討された（貞広 2014、植田 2014）。

上記の研究推進委員会での研究では小規模学校維持の在り方、加えてその学校経営の在り方についても検討してきた。だが、同時にその前提には、そもそも、学校は規模に応じて多様な学校経営の態様を有しているはずであるが、そのことに十分な着目がされてこなかったのではないかという反省があつたといえる。すなわち前出の研究推進委員会のメンバーも含まれる天笠・貞広グループによる学校規模・適正配置に関する一連の研究では、「学校規模と学校経営の態様や構造、校長の一連の経営行動との関係」を明らかにし、「そのことを通して、学校規模の在り方を探ること」（天笠ほか 2010）を課題としてきた。よつて学校規模の相違にあつて、校長・教職員の有する組織運営に関する意識や行動も異なり、結果、学校規模の有り様にマネジメントも規定されるという視点である。つまり、それぞれの規模に特有のマネジメントの態様についてその在り方を検討している。

本稿では、まず、小規模学校維持のための“戦略”として「小中一貫教育」と「特認校制度」を取りあげ、さらに徳島県と鳴門教育大学の研究における「チェーンスクール」「パッケージスクール」に触れながら、小規模校維持の戦略を打ち出す事例があることを確認する。次に、小規模校に注目が集まる一方で大規模校の存在についても指摘し、改めて学校の在り方が標準規模を唯一の理想とするのではなく、むしろこれからの人口減少社会において、小規模校から大規模校までに亘つて、学校規模の多様性と学校経営の態様の関係を課題視する必要性について述べる。そ

して最後に、今後の、人口減少社会における学校規模の多様性と学校経営の在り方について、この視点に立った学校経営研究の必要性について述べたい。

2. 小規模学校維持の“戦略”

(1) 小中一貫教育の運用

①小中連携・小中一貫の進展と学校経営の多様性

小中一貫教育とは、本来それぞれ異なる学校である小学校と中学校が何らかの一貫した接続性によってつながりをもつことにより、実質的に一貫した教育を展開するものといえるが、よってそのために必要となる体制や運営等を有しており、とりわけ、目標やカリキュラムについて共通性をもって実施される教育を指しているといえる。ここでタイプとしては二つを指摘できる。第一は「小中連携」である。これは小学校と中学校が互いに交流するものである。また、とりわけ小学校を卒業後、中学校への入学という接続が円滑になされることをねらいとしている場合もある。いずれにしても児童生徒及び教職員や保護者・地域間の交流や活動を中心としており、またそういった活動についてある程度の実績があれば、程度の差こそあれ、おおむねこれを「小中連携」と呼んでいるといえる。第二は「小中一貫教育」である。これは、第一の「小中連携」をいっそう進めて、より目的かつ計画的に互いの学校の教育活動や交流が統合されて実施されている教育といえる。とりわけ目標を共有し、9年間を一貫したカリキュラムとして系統的に運営し、教育活動を展開している場合に「小中一貫教育」と呼ぶといえる。また小学校と中学校が同一の所在住所ではない場合を多くの場合に「連携型」として、他方、同一の所在住所にある場合に「施設一体型」や「併設型」として呼称している。よって、「施設一体型」で、小学校と中学校を合わせて一つの「学園」という呼称をもち、さらに9年間一貫カリキュラムをもって「小中一貫教育」として展開しているものがもっとも緊密な在り方といえる。だが、他方で見れば、小学校と中学校がまったく別の制度として維持されていることは確かである。よって、制度と言うよりは、まさに運用の実態、つまり学校経営の有り様が小中一貫の実態といえるのである¹⁾。

②人口減少地域で選択される小中一貫教育

全国的に見れば、小中一貫教育に力を入れていることで有名な地域、たとえば品川区や三鷹市、つくば市のような自治体事例では必ずしも小規模の学校を維持するために実施しているわけではない。しかし、これまで天竺・貞広研究グループで取りあげてきたいくつかの自治体事例（G村、O町、F町、P町など。天竺ほか2012）では、山間過疎などの地域において小さな規模となった学校がそれぞれ少ない人数をカバーし合い、それと同時に特色を出すために小中一貫教育を推進している事例が少なくない。また、なかにはひとつの町村に小学校と中学校がひとつずつとなつて、少人数を補うために、また自治体教育の特色を象徴する役割を担うために、何らかのかたちで小中一貫教育を展開する必要性に迫られる状況となるといえる事例もあるのである。

(2) 特認校制度の活用

①就学校の指定（通学区域）に関する弾力的運用としての「特認校制度」

「特認校制度」とは、例えば、不登校やいじめの問題を抱える児童生徒が別の地域の学校に通う、といった選択が可能となる制度であるが、それは、「従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの」であり、今日では学校選択制の一種として数えられる²。

すなわち、市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定する（学校教育法施行令5条）が、ほとんど多くの場合、通学区域を設定している。また、市町村教育委員会の判断により、保護者の意見を聴取できる（同施行規則32条1項）。そして、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更できる（学校教育法施行令8条）。つまり自治体が通学区域について、一定の、何らかの縛りをつけるか、解くかするなかで住民（子ども・保護者）による学校選択が可能となる。

通学区域外の就学は、そもそも、身体的理由や地理的要因において特別に認められていた（初中局庶務課長回答（昭和27.4.17））が、いじめ等の対応についても認められるようになった（初中局長通知（昭和60.6.29））。この段階では、まだ特別な事由を有する子どもに対する措置の域を出なかったと思われるが、規制緩和（行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第2次）一創意で造る新たな日本」平成8年12月）としての学校選択制度が登場することによって、広く、多くの自治体が積極的に活用する制度となるに至ったといえる。

②「特認校制度」による児童生徒の獲得と小規模校の維持

「特認校制度」についても、この制度のもつ趣旨そのものでみれば、小規模校維持の話は関係がないように見える。だが、やはりこれについても、小規模校維持に利用された制度として数えられるものといえる。特認校制度に早くから取り組んだ札幌市でいえば、確かに「特認入学の考え方」として以下のように断っている。すなわち「一般的に児童・生徒の学校指定は、教育委員会が定めた通学区域により、地域の学校を指定しますが、この特認入学は、学校の指定変更により保護者が上記の趣旨と目的に従い、真に小規模校の有する特色の中で、児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に限定されるものであり、保護者の希望のみで就学すべき学校の変更を認めるものではありません」、とし、「したがって、保護者が小規模校に児童・生徒の特認入学を希望する場合は、通学状況や生活指導面など入学の条件について考慮したうえ、札幌市教育委員会の指定する学校に限り認めるもの」としている（札幌市ホームページより）。だが、この取組によって市内5校を指定して小規模校維持を実現していることは事実であり、これは一種の小規模校維持“戦略”といえよう。

また、天笠・貞広グループによる研究においても自治体事例（C市、平井2012）のなかで分析されてきた。C市では、子どもたちの学びやすい環境を確保することを第一として学校統廃合計画を進めようとしたが、住民の反対もあってなかなか進展しなかった。同時に、住民からは、安

易に統廃合を考えるようにするのではなく、学校に通う子どもを増やす方策をも期待されるようになる。そこで「特認校制度」を活用して、児童生徒の少ない学校の人数を増やそうと考えたのである。その対象は、山間の小規模校だけでなく、空洞化の見られる中心部の学校についても特認校制度を適用し、結果、市内の小学校と中学校の計11校について特認校制度を導入したのである。

またこの事例からは以下のことが明らかになっている。すなわち、特任校によってもたらされる第一の特徴は、学校周辺とは離れた、他の地域から児童生徒が通学するという点である。つまり、地域住民ではない児童生徒と保護者の存在があるということであり、通学面や保護者のPTA参加に関わる面など、通常の場合とは異なる条件が入ってくることになる。さらに、そのような学区外通学児童がかなりの多数を占めるようになると、保護者間の意識の違いなども大きな問題となってきて、学校経営上の対応も変えざるを得ないことも起こるのである。

(3) 積極的な“戦略” ——「チェンスクール」「パッケージスクール」——

上記のように「小中一貫教育」や「特認校制」は、いわば自治体の小規模校維持の“戦略”としても機能している。つまり、人口減少に悩む自治体では、小規模校維持は、地域の存続という重要な課題と結びついているのだが、これは「小中一貫教育」や「特認校制」という“表”の施策を謳って、“裏”で小規模校維持として機能させるものであり、必ずしも正攻法とはいえないかも知れない。しかし、今日、冒頭で述べた「人口減少社会」が自明視されるに至っては、自治体によっては、むしろ小規模校維持そのものを目的とし、その施策を“表”の“戦略”として展開するということが自治体に課題視されることとなるといえよう。

共同研究である徳島県教育委員会・鳴門教育大学(2013)が一例といえる。同研究では、同県の人口減少という状況において、学校の維持は、地域コミュニティの維持の問題と認識される。すなわち、「子どもの数が減少し小規模化する学校を、コストをかけずに存続させ、かつ教育の質を保障する」という難しい課題に直面しているのである。同研究のなかで「チェンスクール」とは、複数の小規模校を結んで、各校の人的・物的資源を相互に活用することで多様な学びを保障する学校形態である。すでに述べた、山間過疎に存続する小学校と中学校を小中一貫校とする考え方もこれと同様といえる。また「パッケージスクール」は、学校に限らず、地域の公共施設を一体化して効率的に運用するというものである。幼稚園や福祉施設、社会教育施設などを学校と併設し、それぞれのサービスを一体化し、そのことで様々な相互交流も特色として打ち出すことが可能となる。これは従来もいわゆる複合型施設として展開されてきたものを含み得るといえる。

また、天笠・貞広グループで取りあげてきた自治体事例(F町、加藤2012)では、町の2つの中学校、4つの小学校を「町全体がドームに覆われた1つの学校」と見立てている。すなわちバスによる児童生徒の移動によって、合同学習を積極的に展開することで少人数を補って、このこ

とでむしろ特色を見出し、学校維持を“戦略”として選択した事例であった。これも「チェーンスクール」と通じる取り組みといえる。

3. 学校規模の多様性と学校経営の態様

このように、地域によっては自治体の小規模校維持のための“戦略”が展開され、そのことによって今後いっそう学校の規模や形態についての多様性が生じていくことが考えられる。他方、大規模校についてはどうだろうか。実際、人口減少社会を話題とする場合、小規模校維持が注目され、この場合、標準規模や大規模校は議論の対象とならない場合が多い。だが、今日、確かに大規模校は減少しているといえるが、大規模校が存在しないわけではない。文部科学省によれば、「従来から 25 学級以上の学校を大規模校、31 学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきて」いるとしている（文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(案) 2015 年 1 月 19 日、14 頁）。

ここで、この指摘による規模の考え方に従って、公立小学校の大規模校について触れたい。(以下、このパラグラフの数値は、平成 26 年度学校基本調査から筆者が算出した)。すなわち 25 学級以上の大規模校は、全国の公立小学校のうちの 8.4%、31 学級以上の過大規模校は、2%である。このように全国的な数値で見れば大規模校、さらには速やかな解消が求められる過大規模校は少ないように見える。だが、例えば都道府県ごとに見た場合、青森県では大規模校 1.3%、過大規模校 0.0%であるが、他方で、神奈川県は、同様に、20.1%、6.0%になる。ちなみに青森県は 6 学級以下の比率は、30.7%であるが、神奈川県は、同様の数値は 0.8%にすぎない。確かに各都道府県内でも設置者である市町村の状況がさらに異なるので単純には論じられないが、これら青森県と神奈川県の数値から見ても、一方の青森県は児童と、そして学級が少ない学校に課題が、他方で神奈川県は児童と、そして学級が多い学校に課題が、つまりそれぞれ異なる両極の規模の学校に課題があることは明白である。

いずれにせよ、学校の規模には大小、それぞれ特有の特徴があるなかで、天竺・貞広グループによる研究では、規模の相違の中で学校は一種のマネジメントの“最適化”を図るようにしていると推察した(次頁、図 1 参照)。すなわち一律に 12 学級～18 学級という標準があって、そこに典型的な学校経営があり、それ以外が特別であるというような見方の方がむしろ適切ではないと考えるものである。

ここでは詳細な説明は省くが、簡単にこの図の意図するところを指摘したい。天竺・貞広グループでは様々な学校規模を事例として研究してきたが、そこには確かに規模に特有の学校運営の態様が存在することが明らかとなった。しかし、それ以上に着目すべきは、客観的に与えられている規模という条件を前提にしながらも、学校は規模に規定されるであろうメリットを活かした経営を、あるいはデメリットを減ずる経営を、それぞれ行おうとするということである。だが、

そこで採用される組織運営の方策は必ずしも児童数や学級数、教職員数という客観的条件にのみ規定されるわけではない。それどころか、管理職及び教職員の有するそれまでの経験や知識、情報やアイデアなど、そこで共有される考え方（あるいは考え方が共有されないこと）によって取捨選択されるといえるのである。こういったいわば学校経営のバリエーションについて、果たしてわれわれはどれだけ研究的に明らかにしてきたといえるだろうか。規模に対する視点が改めてこういった学校経営研究の根本的な課題に目を向けさせたとはいいすぎだろうか。

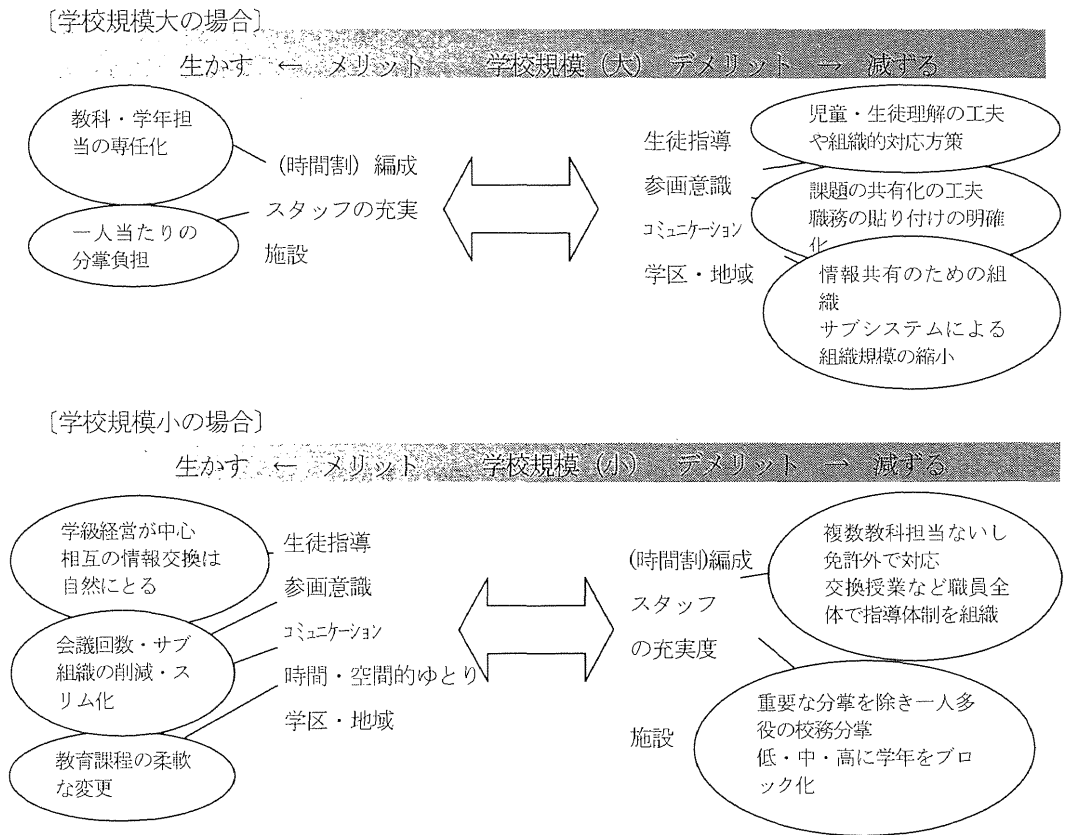


図1 学校規模と学校組織運営の態様の関連イメージ

(図は、天竺 茂ほか(2010)発表レジメによる平井氏による発表担当箇所からの引用)

4. おわりにかえて——人口減少社会を背景にした学校経営研究の必要性——

(1) 学校規模の多様性と学校経営のあり方

これまで学校の標準規模は12～18学級とされ、これが統廃合の基準や有力な根拠とされてきた。しかし、実際には児童生徒数1000人を超える過大規模校があったり、他方で、複式学級を抱える

極小規模校が存在したりする。だが、これら12～18学級から過大に、あるいは過小に大きく外れるような過大規模校や極小規模校は「標準的ではない学校」とされ、一種、特殊な条件や状況にある学校とされてきたのではないかと。そして、このことはわれわれの学校経営研究の在り方にも反省を迫るものといえるのではないかと。つまり、標準的な学校規模にある学校の学校経営を一種の標準的な、典型的な学校経営の在り方とし、それ以外の規模の、実際には存在しているバリエーションともいえるべき、多様な学校経営の態様についてはあまり着目してこなかったのではないかと。本稿では、天笠茂ほか(2010)から研究成果(図1など)を引用している。ここでの手法・アプローチの開発など、必要とされる課題は多いと思われるが、規模に応じた多様な学校経営の態様に関する研究として成果の一端を示したのではないかと考える。

そしてそこでさらに研究を進めるなかで見えてきた小規模校の有り様は、子どもの数が減って、それに合わせた組織運用がある、といった上記の見方に止まらないものであった。つまり学校には、子どもの有する特性や課題、配置される教職員の構成、さらには地域の意向を反映した学校経営が求められ、また同時に自治体・行政も「小中一貫教育」や「特認校制度」といった種々の制度を組み合わせることで小規模校維持を図る“戦略”を打っている。すなわち校長は、こういった様々な環境要因を有した学校における適切な経営を迫られるといえるのである。つまり、人口減少社会にあつて、一方では従来通り、教の論理を優先に、また標準規模を理想として単純に統廃合の対象と捉えられる小規模校もあれば、他方で地域の存続という一種のミッションともいえるべき課題と結びついて積極的な存続維持の対象となる小規模校もあるのである。

たしかに小規模校維持の課題が地域の政治状況と結びつき、学校統廃合が政治イシュー化し、そこに何らかの対立や葛藤が生まれることは以前から知られるところであつて、これを対象とする研究(境野・清水：1994、若林1999など)もあり、このこと自体は目新しいことではない。しかし、冒頭において述べたように、いよいよ人口減少社会に突入したことが広く、一般において自明となり、地域・自治体の消滅といった現象が現実これから起こるであろう問題として顕在化された。このような今日的な課題においてみるならば、同時にいっそう学校の存続維持をめぐる議論は増加するといえるだろうし、その場合の統廃合・存続の選択については、いっそう学校の内部、すなわち学校経営に関わってくる事項が増えてくるのが推察されるのである。つまり、どちらかといえば、これまでの統廃合が外形的、制度的な基準に従うか、否かという選択(そこに政治が含まれる)が中心といえたが、今後の統廃合は、様々な“戦略”を用いて、内的な条件面の維持、すなわち教育水準を保ち、これを可能とする職員配置を実現し、組織運営を行っていくことができるか否かという意味で学校経営に深く関わっていくのではないかと推測されるのである³。

(2) 人口減少社会における多様な学校維持の在り方と学校経営の関係

本文中において見たように「小中一貫教育」や「特認校制度」を活用する小規模校維持は、現

状の制度のなかで取り得る選択肢を組み合わせた、いわば自治体の“戦略”事例ともいえる。このようななかにあつて、とりわけ人口減少に悩む地域は、今後いっそう学校維持の“戦略”を練り上げる必要性に迫られるのではなかろうか。

先の教育再生実行会議の提言（「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）平成26年7月3日）では、「小中一貫教育学校（仮称）」を制度化するとともに、「9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4」と弾力的に設定することを可能とすることや、これらを促進するための「教職員配置」や「施設整備についての条件整備」について述べている。このような指摘は、これまでの検討からも学校維持に関する多様な方策の可能性を示唆しており、とりわけ教育課程に関する指摘は、すでに品川区や三鷹市など小中一貫教育を進めている自治体など、全国にいくつものそういった事例は見られるといえるし、これらを踏まえれば、現在の学習指導要領に見られる学校の裁量幅に大きな変更を迫る必要もないと指摘できる。また、同じく提言において盛り込まれている免許制度に関する指摘、すなわち「教師が教科等の専門性に応じ、小学校と中学校、中学校と高等学校などの複数の学校種において指導可能な教科ごとの免許状の創設」ということを合わせて考えれば、国としてのナショナルスタンダードたる学習指導要領の制度とその影響力を維持しながらも、学校維持に関する人的配置や施設整備面では今後いっそう自治体の判断、その選択肢の幅が大きくなることが示唆されるのではなかろうか。

だが、一方で提言は、学校統廃合を適切に進めることも示唆している。すなわち、「学校が地域社会の核として存在感を發揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う」とし、「国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める」と指摘している。

さらにこのほど、文部科学省は教育委員会が小中学校の統廃合を検討する際の指針となる「手引」を示した（文部科学省、前掲「手引」（案）、2015年1月19日）。ここでは、小学校で6学級以下、中学で3学級以下の学校は統廃合の適否を「速やかに検討する必要がある」と明記したほか、通学範囲についても、「おおむね1時間以内」としてスクールバス等による通学を想定して、これまでよりも遠方の学校との統廃合の可能性を広げているといえる。一方、「地域コミュニティの核としての性格への配慮」として、「特に山間へき地、離島といった地理的な要因や、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難であると考えられる地域や、小規模校を存続させることが必要であると考えられる地域、一旦休校とした学校をコミュニティの核として再開することを検討する地域なども存在するところであり、こうした市町村の判断も尊重される必要」があるとも指摘している（文部科学省、前掲「手引き」（案）、3頁）。

以上の政策的な流れからは、一方で統廃合に係る、国としての適正な「指針」をもって統廃合を推進する側面と、他方で何らかの「支援」をもって、地域の判断によっては学校を維持するこ

とが可能な制度環境にあるとも指摘し得る。とりわけ設置者である自治体にとっては、地域の状況を見ながらも、統廃合か、存続か、何を持ってこれを判断すべきか、難しい状況に置かれる可能性が増すといえるのではないか。そのなかでまさに学校を維持する学校経営の多様な有り様と可能性を探究することは、今後の学校経営研究にいつそう求められてくると思われる。

注

- 1 文部科学省調査（市町村教育委員会回答（n=1763）、2010年11月1日）によれば、小中連携や小中一貫に関する取り組みでは、「教育委員会として小中9年間を通じた教育課程編成の方針を定めている」（3.3%）あるいは「小・中学校を一体的に運営するための組織（「〇〇学園」等）を設けている」（2.7%）ところは全体としてみれば少ないといえる。だが、「教育委員会として小中連携を推進するための方針や計画を定めている」（33.1%）や「異校種間の教員の乗り入れ授業を計画的、継続的に実施した学校がある」（36.4%）など、つまり「いずれかの取組を行っている市町村」（72.4%）は、回答全体の4分の3近くに達しており、小中連携に関する実績というだけでなく、今日の児童生徒の抱える様々な問題を解決するためのひとつの方策として受け止められ、取り組まれていることがわかる。つまり、小中連携や小中一貫は非常に広範囲に行われている実態はすでに存在しているし、このことはマネジメントの多様な実態が存在することの裏打ちといえるのではなからうか。
- 2 文部科学省による調査では、学校選択制の種類については、以下のものがある。自由選択制：当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの、ブロック選択制：当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの、隣接区域選択制：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの、特認校制：従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの、特定地域選択制：従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの、である（平成24年度調査 文部科学省説明資料より）。
- 3 「学校適正規模・適正配置政策環境の不確実性が高まっている」なかで、政策における「アイディアとそれに基づく具体的な政策内容を構成する、教育目的、学校規模・配置、学校経営などが相互依存関係にある」というのが、天笠・貞広を代表とする研究グループの基本的な立場である（水本2012）。また波多江・川上（2014）は、人口減少社会においては、「社会全体で労働力一人当たりの生産性を引き上げていくことが必要」とされるなかで、今後、「学校組織が教員の職能開発に及ぼす影響」、すなわち「ミドルリーダーの活用やその育成、職能開発を促す組織的・制度的サポートの重要性等が研究課題」とし、「また、求められる人材・教師像の変容可能性」も考えられることから、「校長や教師の専門職基準に関する漸次的再考の必要性」や「教育課程・カリキュラムへの影響」も考える必要が生じると指摘している。すなわち学校規模に関わって学校経営の様々なバリエーションが問われれば、そこで必要とされる人材やまたその育成方法にも関わってくるといえる。

参考及び引用文献

天笠茂 編(2007)『公立小中学校の学校適正規模に関する研究 文部科学省新教育システム開発プログラム（採択番号51）平成18年度研究成果報告書』

- 天笠茂 編(2008a)『公立小中学校の学校適正規模に関する研究 文部科学省新教育システム開発プログラム(採択番号51)平成19年度研究成果報告書 I』
- 天笠茂 編(2008b)『公立小中学校の学校適正規模に関する研究 文部科学省新教育システム開発プログラム(採択番号51)平成19年度研究成果報告書 II』
- 天笠茂ほか(2009)「校務活動と学校規模に関する研究—“適正規模”概念の再検討—」日本教育行政学会第44回大会(於:広島大学、2009年10月17日)、自由研究発表I、発表レジュメ
- 天笠茂ほか(2010)「学校規模が規定する組織運営の態様に関する研究」日本教育経営学会第50回大会(於:静岡大学、2010年6月6日)自由研究発表、発表レジュメ
- 天笠茂ほか(2012)『学校適正規模と適正配置に関する教育政治経済学的研究—第一次事例調査報告を中心に— 中間報告書』(平成23年度~平成25年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果中間報告書、研究代表者:天笠茂)
- 天笠茂 (2013)『カリキュラムを基盤とする学校経営』ぎょうせい
- 植田みどり(2014)「イギリスでのFederationの取り組み」(課題研究報告 人口減少社会における持続可能な学校経営システムの開発(1)—研究の課題と枠組み(比較の視点から)—)『日本教育経営学会紀要』第56号、170-176頁。
- 加藤崇英(2012)「F町」『学校適正規模と適正配置に関する教育政治経済学的研究—第一次事例調査報告を中心に— 中間報告書』(平成23年度~平成25年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果中間報告書、研究代表者:天笠茂) 52-57頁。
- 加藤崇英 (2013)「小中一貫教育の推進と学校事務の組織化」木岡一明編『教育改革をめぐる重要課題』(学校マネジメント研修テキスト6)、学事出版、109-121頁。
- 加藤崇英 (2014)「人口減少社会の新たな学校像を探る」『教職研修』1月号(特別企画 子どもに「人口減少社会」を生き抜く力を!)教育開発研究所、29-31頁。
- 貞広齋子ほか(2010)『公立義務教育諸学校の学校配置と学校規模に関する総合的研究 調査研究報告書』(平成20年度~22年度 科研費基盤研究(B)研究代表者:貞広齋子)
- 貞広齋子 (2014)「韓国における学校適正規模化政策の変遷と実態」(課題研究報告 人口減少社会における持続可能な学校経営システムの開発(1)—研究の課題と枠組み(比較の視点から))『日本教育経営学会紀要』第56号、164-169頁。
- 境野健児 清水修二 (1994)『地域社会と学校統廃合』八潮社
- 波多江俊介 川上泰彦 (2014)「人口減少社会における日本の教育経営課題」(人口減少社会における持続可能な学校経営システムの開発(1)—研究の課題と枠組み(比較の視点から)—)『日本教育経営学会紀要 課題研究報告』第56号、158-163頁。
- 徳島県教育委員会・鳴門教育大学共同研究 (2013)『徳島県における今後の人口減少社会に対応した教育の在り方研究』(最終報告書)
- 平井貴美代(2012)「C市」『学校適正規模と適正配置に関する教育政治経済学的研究—第一次事例

調査報告を中心に－ 中間報告書』(平成 23 年度～平成 25 年度科学研究費補助金(基盤研究(B)) 研究成果中間報告書、研究代表者：天笠茂) 33-40 頁。

水本徳明(2012) 「学校適正規模・適正配置の政策過程に関する理論的枠組みの検討」、『学校適正規模と適正配置に関する教育政治経済学的研究－第一次事例調査報告を中心に－ 中間報告書』(平成 23 年度～平成 25 年度科学研究費補助金(基盤研究(B)) 研究代表者：天笠茂) 2-10 頁。

若林敬子(1999) 『学校統廃合の社会学的研究』御茶の水書房